(目的)

第1条 この告示は、乳幼児の交通安全対策及び健全育成支援を図るため、チャイルドシートの購入経費に対し、予算の範囲内で補助するものとし、当該補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則(平成17年石岡市規則第57号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(用語)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) チャイルドシート 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第71条の3第3項に規定 する幼児用補助装置をいう。
  - (2) 乳幼児 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第4条第1項第1号及び第2号に規 定する乳児及び幼児をいう。

(補助金の交付対象等)

- 第3条 チャイルドシート購入補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者とは、石岡市に住所を有し、国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシートを購入し(個人売買のものを除く。)、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。
- (1) 石岡市に住所を有する6歳未満である乳幼児の親権を有する者
- (2) 妊娠中であり母子健康手帳の交付を受けている者又はその配偶者
- 2 補助金の交付を受けることができる台数は、乳幼児1人又は母子健康手帳の交付1冊 につき1台を限度とし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに購入するものと する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、チャイルドシートの購入価格(消費税及び地方消費税を含む。) に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨てる。)とし、1台につき5,000 円を限度額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定め

る期日までに、チャイルドシート購入補助金交付申請書(様式第1号)に、母子健康手帳(出産前に申請の場合・複写可)を添えて、市長に対し提出しなければならない。 (交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応 じて現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金を交 付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

- 第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。
  - (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
  - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更(市長が定める軽微な変更を除く。)し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、 あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けるべきこと。
  - (4) 補助事業完了後、別に定める様式により補助事業等実績報告書をその定める期日ままでに市長に提出すること。
  - (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、もしくは要綱又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
  - (6) その他市長が必要と認める条件

(交付の決定の通知等)

- 第8条 市長は、補助金の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件をチャイルドシート購入補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認められるときは、速や かに、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容について補助金額 に変更が生じたときは、チャイルドシート購入補助金事業変更申請書(様式第3号)に、 変更した内容その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正である と認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額 の変更を必要とするときは、チャイルドシート購入補助金変更交付決定通知書(様式第 4号)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、諸般の事情によりチャイルドシートの購入に至らなかったときは、チャイルドシート購入補助金交付申請取下書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長が定める期日までに、チャイル ドシート購入補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に対 し提出しなければならない。
  - (1) 購入者の氏名,金額及び品名が明記された領収書等(複写可)
  - (2) 通信販売等で購入し、クレジットカード等で支払いをした場合は、納品書(購入したことの証明・複写可)及び口座引落明細(支払いしたことの証明・複写可)
- (3) 取扱説明書(品名及び安全基準が確認できるページ・複写可) (補助金等の額の確定等)
- 第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。
- 2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、チャイルドシート購入補助金 確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けたときは、チャイルドシート購入補助金交付請求書(様式第8号)に、補助金確定通知書の写しを添えて、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

(交付の決定の取消し)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は 一部を取り消すものとする。
- (1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (5) 特に市長が必要あると認めるとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後において も適用があるものとする。
- 3 第8条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。
- 4 市長は、第1項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助 事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、チャイル ドシート購入補助金返納・返還命令通知書(様式第9号)により、期限を定めて、その 返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第15条 市長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該補助事業者等に対して その理由を示すものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
  - (令和6年度石岡市チャイルドシート購入補助金交付要綱の廃止)
- 2 令和6年度石岡市チャイルドシート購入補助金交付要綱(令和6年石岡市告示第349 号)は、廃止する。

石岡市長 宛

申請者 住所 氏名 電話

チャイルドシート購入補助金交付申請書

令和7年度石岡市チャイルドシート購入補助金交付要綱第5条の規定により、下記のと おりチャイルドシート購入補助金の交付を申請します。

記

### 1 出産後に申請の場合(要綱第3条第1項第1号)

利用する乳幼児の名前 (ふりがな)	生年月日	年齢	購入予定額 ※消費稅込	補助金交付申請額 ※100円未満切り捨て
		歳	円	円

# 2 出産前に申請の場合(要綱第3条第1項第2号)

母子健康手帳発行日及びNO.	購入予定額	補助金交付申請額	
百十度尿于喉光11 日及UNU.	※消費税込	※100円未満切り捨て	
年 月 日 NO.	円	円	

添付書類 母子健康手帳 (出産前に申請の場合・複写可)

第 号年 月 日

様

石岡市長

#### チャイルドシート購入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、令和7年度石岡市チャイルドシート購入補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の区分 交付 ・ 不交付

2 補助金交付決定額 金 円

- 3 交付条件
- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更(市長が定める軽微な変更を除く。)し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業完了後、別に定める様式により補助事業等実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは要綱又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- (6) その他市長が必要と認める条件
- 4 不交付理由

石岡市長 宛

申請者 住所

氏名

電話

## チャイルドシート購入補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあったチャイルドシート購入補助金について、補助事業を下記のとおり変更したいので、令和7年度石岡市チャイルドシート購入補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 変更後の補助金の申請額 金 円
- 3 変更の理由

 第
 号

 年
 月

 日

様

石岡市長

#### チャイルドシート購入補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更については、令和7年度石岡市チャイルドシート購入補助金交付要綱第9条の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 既交付決定額
   金
   円

   ( 年 月 日通知 第 号)
- 2 変更交付決定額 金 円
- 3 交付条件
- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更(市長が定める軽微な変更を除く。)し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業完了後、別に定める様式により補助事業等実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは要綱又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- (6) その他市長が必要と認める条件

石岡市長 宛

申請者 住所

氏名

電話

チャイルドシート購入補助金交付申請取下書

年 月 日 第 号付で交付決定を受けました補助金については、 諸般の事情により購入に至らなかったので、令和7年度石岡市チャイルドシート購入補助 金交付要綱第10条第1項の規定により、申請を取り下げます。

石岡市長 宛

申請者 住所

氏名

電話

#### チャイルドシート購入補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあったチャイルドシート購入補助金の事業について、下記のとおり実施したので、令和7年度石岡市チャイルドシート購入補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 購入金額(消費税込) 金 円

#### 添付書類

- (1) 購入者の氏名,金額及び品名が明記された領収書等(複写可) (レジスター等による領収書・レシート,領収済押印のある買上書)
- (2) 通信販売等で購入し、クレジットカード等で支払いをした場合は、納品書(購入したことの証明・複写可)及び口座引落明細(支払いしたことの証明・複写可)
- (3) 取扱説明書(品名及び安全基準が確認できるページ・複写可)

 第
 号

 年
 月

 日

様

石岡市長

# チャイルドシート購入補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったチャイルドシート購入補助金については、令和7年度石岡市チャイルドシート購入補助金交付要綱第12条の規定により、下記とおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 支払予定日 年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所 氏名 電話

# チャイルドシート購入補助金交付請求書

年 月 日付けで確定通知のあった石岡市チャイルドシート購入補助金について、令和7年度石岡市チャイルドシート購入補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 請求額の内容

補助金の名称	令和7年度石岡市チャイルドシート購入補助金					
交付決定通知	年 月 日付け通知( 第 号)					
補助金交付決定額	円					
確定通知	年 月 日付け通知 ( 第 号)					
補助金確定額	円					
振替する口座	銀行・信金・信組・農協店・支所					
	当座・普通 口座番号					
フ リ ガ ナ						
口 座 名 義						

 第
 号

 年
 月

 日

様

石岡市長 印

## チャイルドシート購入補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで確定通知した補助金について、令和7年度石岡市チャイルドシート購入補助金交付要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり返納・返還するよう通知します。

円

1 返納・返還すべき金額

2 返納・返還期限 年 月 日

3 返納・返還方法 別紙返納通知書による

4 補助金の内容

補助金の名称	令和7年度石岡市チャイルドシート購入補助金					
交付決定通知	年	月	日付け通知(	第	号)	
補助金交付決定額			円			
確定通知	年	月	日付け通知(	第	号)	
補助金確定額			円			
補助金の既交付額			円(生	F 月	日交付)	
返納・返還事由						

- (1) 交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は、それぞれ石岡市補助金交付規則第10条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第19条第1項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は、取消し後又は変更後のものを記入すること。
- (2) 石岡市補助金交付規則第19条第1項の規定による決定の取消しに関し、補助金等の返還を 命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までに応じ、当該補助金 等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額) につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので、速やかに返還 すること。
- (3) 補助金等の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので、速やかに返納又は返還すること。